

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 11 月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700317 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700208 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 8 月
② 平成 16 年 12 月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に支給された賞与の記録が漏れていますので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっています上、同社の元事業主から、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について回答を得ることができない。

また、請求者は、A社において車の整備を行っており、タクシーの乗務員ではない旨陳述しているところ、同社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた書類をすべて引き継いだとするB社の事業主は、請求者を含む職員（乗務員以外）について、賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が請求期間①当時から居住しているC市の市役所税務担当者は、5年以上前の税務関係の資料は保存していない旨陳述している。

加えて、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与支給明細書等の資料は保有していない上、賞与は現金支給だった旨陳述していることから、請求期間①及び②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。